

産業廃棄物処理業許可申請に係る 申請手数料の納付方法が変わります！！

鹿児島県の収入証紙が令和8年9月30日をもって販売終了することに伴い、申請手数料の納付方法が変わります。

※ 既に購入済みの収入証紙は、令和9年3月末まで使用できます。

運用開始日：令和8年10月1日

申請書類の提出方法に応じて手数料納付方法を選択できます。

窓口持参の場合〔①キャッシュレス決済
②現金収納窓口での納付

郵送の場合 ①納入通知書

窓口持参の場合

① キャッシュレス決済

- ・ 受付窓口にてクレジットカード、コード決済、電子マネーによる納付ができます。
- ・ 利用可能なブランドの詳細については別紙をご覧ください。
- ・ 1つの申請に対して1つの決済方法で納付してください。

② 現金収納窓口での納付

- ・ 県が収納事務を委託した団体の支払窓口で現金により納付できます。
- ・ 領収証（納付証明書）を申請書に添付してください。
- ・ 支払窓口はHP掲載のとおりです。

郵送の場合

① 納入通知書

- ・ 納入通知書による納付をご希望の方は、納入通知書発行依頼票を送付してください。
- ・ 納付方法等詳細は納入通知書に同封されているお知らせをご覧ください。
- ・ 許可期限まで猶予がない場合、事前に各受付担当窓口へご相談ください。
- ・ 金融機関窓口やコンビニエンスストアで支払いを行った場合、領収証書を送付してください。
- ・ キャッシュレス決済（スマホ決済、クレジットカード等）で支払いを行った場合、支払い完了が確認できる画面等の写しを送付してください。

○ 納付方法でご不明な点は以下お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先
廃棄物・リサイクル対策課産業廃棄物係
T E L : 099-286-2596
E-mail : emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp